

広島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、安芸高田市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年十二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
国司集会所	安芸高田市吉田町国司四八九番地	平成二十三年一月四日
小草集会所	安芸高田市吉田町上入江一二九〇番地一	平成二十三年一月四日
長屋集会所	安芸高田市吉田町長屋五七一番地五	平成二十三年一月四日
中束集会所	安芸高田市吉田町桂七〇番地二	平成二十三年一月四日
川原集会所	安芸高田市吉田町多治比三二四一番地一	平成二十三年一月四日
B & G 八千代海洋センター	安芸高田市八千代町佐々井一三二九番地	平成二十三年一月四日
美土里高齢者コミュニティセンター	安芸高田市美土里町横田一九三六番地一	平成二十三年一月四日
桑田の庄	安芸高田市美土里町桑田八三四番地二	平成二十三年一月四日
高田原多目的集会所	安芸高田市甲田町高原一〇五七番地六	平成二十三年一月四日
安芸高田市甲田若者定住センターミュージズ	安芸高田市甲田町高原一四四六番地二	平成二十三年一月四日
長屋老人集会所	安芸高田市甲田町高原四五六番地	平成二十三年一月四日
山田老人集会所	安芸高田市甲田町上小原二八〇六番地一	平成二十三年一月四日
稼地老人集会所	安芸高田市甲田町稼地二九四番地一	平成二十三年一月四日